

令和3年度社会福祉法人田村市社会福祉協議会事業計画書

I 基本方針

全国的に、少子高齢化、核家族化の急速な進展と個人の価値観の多様化などにより、家族や地域で支えあう機能の脆弱化や社会的なつながりの希薄化が進んでおり、田村市も例外ではありません。

田村市社会福祉協議会は『人にやさしく ともに支え合い 安心して暮らせるまちづくり』を基本理念とし、住民が共に手を取りあい住み慣れた田村市で、「安心」して「安全」に生活できる福祉のまちづくりの実現をめざし、住民と福祉関係者、行政が一体となり、地域福祉活動の総合的な推進を図り、福祉で地域の活性化に努めます。

令和3年度からは、田村市授産場の経営に取り組み授産施設ならびに就労継続支援B型事業所を運営し、生活困窮者自立相談支援事業や指定相談支援事業と連携し、利用者の福祉の増進に努め、家計改善支援事業、就労準備支援事業やひきこもり支援にも新たに取り組み、市民の皆様が安心して地域で暮らし続けることができるよう、取り組んでまいります。

また、公共性の高い非営利・民間福祉団体として、機能性と専門性を高め円滑な業務の推進を図りながら、地域住民に対し本会の地域福祉事業への理解と協力を求めるとともに、介護事業の利用促進に努め、安定的な財政基盤の確立を図り、市民から信頼される事業経営に努めます。

II 事業計画

基本理念	基本目標	基本計画	実施計画
<p>人にやさしく ともに支え合い 安心して暮らせるまちづくり</p>	<p>1 総合相談体制の確立</p>	(1) 相談体制の充実	①総合相談 ②地域包括支援センター事業 ③基幹相談支援センター事業 ④障害者相談支援事業
		(2) 利用しやすい環境づくり	情報提供体制の充実
	<p>2 地域福祉の基盤づくり</p>	(1) ボランティア事業の推進	①福祉教育の充実 ②ボランティアセンターの活動強化
		(2) 各地区の地域づくり	①地域福祉活動の推進 ②生活支援コーディネーターの活動充実 ③地域支え合い活動助成事業
	<p>3 地域福祉の仕組みづくり</p>	(1) 権利擁護の利用促進	①虐待防止対策事業（障害者・高齢者） ②消費者被害対策事業 ③日常生活自立支援事業（あんしんサポート） ④成年後見制度活用支援事業
		(2) 地域での自立支援の推進	①生活困窮者自立支援事業 ②生活福祉資金貸付事業 ③介護保険事業、障害福祉サービス事業 ④授産施設事業
	<p>4 地域福祉サービスの充実</p>	地域福祉サービス事業の推進	①法律相談事業 ②介護機器等の貸出事業 ③災害見舞金贈呈事業 ④ひとり暮らし高齢者見守り事業 ⑤ふれあいいいきサロン助成事業 ⑥歳末友愛訪問事業 ⑦百歳賀寿祝金贈呈事業 ⑧福祉団体運営費補助事業 ⑨共同募金事業 ⑩日本赤十字社事業 ⑪老人クラブ運営支援事業 ⑫身体障害者福祉会運営支援事業 ⑬施設等運営支援事業

基本目標 1 総合相談体制の確立

(1) 相談体制の充実

事業名	事業の概要
①総合相談	<p>誰もが気軽に相談できる、相談機会を設け、課題解決に向けて利用者やご家族に寄り添った支援を行う。</p> <p>また、専門的な相談については、他機関と連携しワンストップサービスに努める。また、専門的な相談については、他機関と連携し的確につなげる。</p>
【市委託業務】 ②地域包括支援センター事業	<p>1 包括的支援事業</p> <p>(1) 認知症総合支援事業 認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、新オレンジプランに基づき、認知症の状態にあわせた支援体制づくりを行う。</p> <p>(2) 総合相談支援事業 地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続して行くことができるように、どのような支援が必要かを把握し、関係機関や適切な保健・医療・福祉サービス・制度の利用につなげる支援を行う。</p> <p>2 介護予防・日常生活支援サービス事業</p> <p>(1) 介護予防ケアマネジメント事業 高齢者が要介護状態となることをできるかぎり防ぐために、その心身の状況に応じて、主体的・包括的にサービス等が利用できるように支援する。</p> <p>(2) 生活支援体制整備事業</p> <p>(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 地域の高齢者が、住み慣れた地域で暮らすことができるように、包括的・継続的なケアの体制構築を図る。また、地域における介護支援専門員(ケアマネ)のネットワーク構築への支援や支援困難事例等への指導・助言を行う。</p> <p>(4) 地域ケア会議推進事業 フォーマル・インフォーマルの多様な関係者が協同し、地域全体で支援していくしくみづくりや、介護支援専門員(ケアマネ)のサポートを行う。又、個別ケア会議で検討された地域課題から、資源開発、政策形成につなげる。</p> <p>(5) 医療介護連携事業 在宅医療と介護が一体的・効果的に提供できるようなシステムが構築できるように、関係機関・各専門職との連携を図る。</p>

<p>【市委託業務】 ③基幹相談支援センター事業</p>	<p>(1)総合的・専門的相談支援事業 地域の相談支援の拠点として、総合的・専門的な相談支援の実施と、地域の相談支援体制強化の取組みを行う。 暮らしに関することやお金に関する相談、その他困っていることや不安に感じていることの相談に応じる。</p> <p>(2)地域移行・地域定着促進事業 入所施設や病院に対して地域移行に向けた普及・啓発や、地域生活を支えるため、連携機関とのコーディネートをする。</p> <p>(3)団体等支援事業 支援団体等の運営支援や、専門的な指導・助言を行う。</p>
<p>【市委託業務】 ④障害者相談支援事業</p>	<p>(1)各種支援の実施 福祉サービスの利用援助、社会資源を活用するための支援、社会生活を高めるための支援、カウンセリング、専門機関の紹介、ケアマネジメントを行う。や、お金に関する相談、その他困っていることや不安に感じていることの相談に対応する。</p> <p>(2)団体等との連携 支援団体等への参加、連携</p>

(2) 利用しやすい環境づくり

事業名	事業の概要
<p>情報提供体制の充実</p>	<p>(1)たむら社協だよりの発行 (2)ボランティア通信の発行 (3)事業所通信の発行 (4)ホームページのリニューアル【新規】</p>

基本目標 2 地域福祉の基盤づくり

(1) ボランティア事業の推進

事業名	事業の概要
① 福祉教育の充実	(1) ボランティア養成研修 (2) 傾聴ボランティア養成講座 (3) 福祉ジュニアボランティアスクール (4) サマーショートボランティアスクール (5) キッズチャレンジ (6) たぼらユースプロジェクト (7) with コロナボランティア勉強会【新規】
② ボランティアセンターの活動強化	(1) ボランティアセンター運営事業 ボランティア活動を通して、誰もが住み慣れた地域で暮らせるように地域の支え合い活動の推進を図る。 また、誰でも参加できる身近な地域づくりのためにボランティアセンターの充実、情報提供・発信、関係機関・団体との連携強化を図る。 (2) 生活支援ボランティアの推進 日常生活を支援できる生活支援ボランティアの活動推進を図る。 (3) 災害ボランティアセンターの運営、整備 運営マニュアルを整備し、総合防災訓練への参加訓練を行う。 (4) ボランティア連絡協議会の設立支援 連絡協議会の立上げを支援し、情報交換や交流の場を提供し、地域福祉の向上を図る。

(2) 各地区の地域づくり

事業名	事業の概要
① 地域福祉活動の推進	(1) 支所地域福祉活動 地域社会におけるあらゆる福祉の問題に対し、支所が協働の中核となり、支所運営委員、民生児童委員、行政区長、各福祉関係団体、地域住民等による、円滑な事業の推進と地域の活性化を図る。 (2) 地域福祉活動に関する活動への住民参加のための支援・援助 赤い羽根共同募金地域支え合い活動助成事業の活用により、住民の交流活動を通じた、健康の維持・増進と生きがい活動の推進を図る。 (3) 小地域ネットワーク事業 「支え合い・助け合いのまちづくり」を推進するため、関係機関との協力・連携により、住民の課題を早期に発見・支援し、適切なサービス利用につなげる。
② 生活支援コーディネーターの活動充実	社会資源を適切に把握し、地域の住民のニーズに合わせた新しい福祉サービスの開発と育成を行う。

基本目標3 地域福祉の仕組みづくり

(1) 権利擁護の利用促進

事業名	事業の概要
① 虐待防止対策事業 (障害者・高齢者)	(1) 通報窓口設置 (2) 田村市・関係機関との連携による相談対応、ケア会議開催 (3) 虐待防止・早期発見に係る広報活動
② 消費者被害防止対策事業	(1) 相談窓口設置 (2) 田村市・県消費生活支援センターとの連携による支援 (3) 消費者被害防止に係る広報活動
【県社協委託事業】 ③ 日常生活自立支援事業 (あんしんサポート)	(1) 相談窓口の設置 (2) 提供サービス ・福祉サービスの利用援助 ・日常的金銭管理サービス ・書類等の預かり
④ 成年後見制度活用支援事業	成年後見制度利用が必要な人を発見し、早期からの相談・対応体制の整備及び意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制を整備することで、適切に必要な支援につなげる地域連携ネットワークを構築し、その中核となる機関となる。

(2) 地域での自立支援の推進

事業名	事業の概要
【市委託業務】 ① 生活困窮者自立支援事業 (生活サポートセンター)	生活保護に至る前の段階での生活困窮者に対して、自立相談支援事業を中核に、任意事業の活用や多制度との連携により、本人の状態に応じた自立や社会参加を支援する。 (1) 自立相談支援事業 仕事や暮らしなどで多様な困難を抱え生活に困窮している方に対し、相談者が抱える課題を整理し、必要な情報提供及び助言等を行い、相談者に反り寄り添いながら自立に向けた相談支援を行います。 (2) 就労準備支援事業【新規】 生活リズムが崩れている等就労に向け準備が必要なものを対象として、一般就労の準備として基礎能力の形成に向け、日常生活自立、社会生活自立、就労自立などの自立段階を想定とした支援により、最長1年間の集中的な支援を実施する。 (3) 家計改善支援事業【新規】 家計収支の均衡が取れていないなど、家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、相談者と共に家計の状況を明らかにして生活の再生に向けた意欲を引き出したうえで、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導等を行うことにより、相談者自身の家計を管理する能力を高め、早期に生活が再生されることを支援する。 (4) ひきこもり支援事業【新規】 ひきこもり本人や家族を支援するための窓口開設及び、関係機関と連携を図りながら、要支援者の早期発見と相談支援を行い、ひきこもり本人の自立の促進、本人及び家族の福祉の増進を図る。

	<p>(5)フードバンク事業 必要としている困窮世帯に無償で食料を提供する。</p>
<p>②資金貸付事業</p>	<p>【県社協委託業務】 (1)生活福祉資金貸付事業 生活困窮者自立支援法に基づく各事業と連携し、包括的な相談援助を継続的に行うことにより経済的自立の促進を図る。 (2)生活援助資金貸付事業 低所得者世帯に対し、必要な生活資金の貸付を行い、その世帯の自立更生を援助し、生活の安定を図る。</p>
<p>③介護保険事業、 障害福祉サー ビス事業</p>	<p>(1)居宅介護支援事業 利用者の委託を受けて、介護保険法令の趣旨に従い、居宅サービス計画の作成を支援、指定居宅サービス等の提供が確保されるようにサービス提供事業者との連絡調整その他の便宜を図る。 (2)訪問介護事業 訪問介護員が、利用者（要介護者・要支援者）の自宅等を直接訪問し、利用者の特性を踏まえ、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう入浴、排泄、食事の介護、その他調理・洗濯・掃除・買い物等生活全般にわたる援助を行なう。また、総合事業による訪問介護事業を行う。 (3)通所介護事業 要介護者等が、可能な限り自宅で自立した日常生活を営むことができるよう、それぞれの特性を踏まえて、その有する能力に応じた入浴、排泄、食事の介助、その他生活全般にわたる援助及び心身機能の維持、向上、家族の介護の負担軽減などを目的とした機能訓練等を行う。 また、介護予防・生活支援総合事業並びに、障害者支援のデイサービス事業も行う。令和3年度からはサービス提供時間を7時間以上にし、サービスの内容の充実と拡大を図る。 【新規】 (4)障害福祉サービス事業 ・居宅介護事業（重度訪問介護・同行援護事業） 利用者及び障害児の保護者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行う。 (5)障害者相談支援事業 利用者又は利用者の保護者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立ち、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行うものとする。事業の実施にあつては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。</p>

④授産施設事業	<p>(1)授産事業【新規】</p> <p>(2)就労継続支援B型事業【新規】</p> <ul style="list-style-type: none">・授産場は、利用者の希望を踏まえ、その心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術を持って利用者に対し、その有する能力を活用することにより、地域生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた訓練を行う。 <ol style="list-style-type: none">1 就労継続支援B型計画の作成2 現場実習、施設外就労、施設外支援3 求職活動の支援4 職場定着のための支援
---------	---

基本目標 4 福祉サービスの充実

地域福祉サービス事業の推進

事業名	事業の概要
①法律相談事業	地域住民が法律的な相談を気軽にできるよう、弁護士による無料法律相談会を開催する。
②介護機器等の貸出事業	生活の利便性や介護負担の軽減を目的に、高齢者・障害者等で貸出要件対象者となる方に対し、介護機器等の貸出を行います。
③災害見舞金贈呈事業	自然災害や火災により被災した世帯に対し、生活再建への助長と援護の一環として災害見舞金を支給し、また、日本赤十字社からの災害見舞金・見舞品の交付を行う。
④ひとり暮らし高齢者見守り事業	70歳以上のひとり暮らし高齢者を対象に見守りを行うことにより、孤立防止を図ることを目的に実施する。
⑤ふれあいいきいきサロン助成事業	地域の「仲間づくり」「出会いの場づくり」「健康づくり」に助成し、住民が気軽に集える場所をつくることを推進する。
⑥歳末友愛訪問事業	70歳以上のひとり暮らし高齢者を対象に、民生児童委員との連携・協力のもと、年末の安否確認・見守りを実施し新年を明るく元気に迎えられることを目的に実施する。
⑦百歳賀寿祝金贈呈事業	多年にわたり、地域社会の発展向上に貢献された長寿者を褒賞し、市民の敬老精神の高揚を図る。
⑧福祉団体運営費補助事業	社会福祉団体等に対し、補助金を交付し地域福祉事業の推進を図ることを目的に実施する。
⑨共同募金事業	地域の一人ひとりが協力し助け合う、明るく住みよい地域社会を推進していくための共同募金・歳末たすけあい運動を推進する福島県共同募金会の事業に協力する。
⑩日本赤十字社事業	人道と博愛の精神に基づいて、災害救護活動をはじめ、国際活動、血液事業、奉仕団活動、青少年赤十字活動の推奨及び救急法や健康生活支援講習の普及などの事業を推進する日本赤十字社の事業に協力する。
⑪老人クラブ運営支援事業 ⑫身体障害者福祉会運営支援事業	当事者団体の活動に必要な支援を行い、連携を図る。
⑬施設等運営支援事業	温浴施設、保育所に係る指定管理、業務委託等の受託を通じて地域福祉の向上を図る。